

松浪地区まちぢから協議会 第11回 運営委員会 次第(案)

日時 平成28年3月16日(水) 午前9時30分より

場所 松浪コミュニティセンター 2階

1 開会(植松会長)

2 議事

(1) 浜竹雨水幹線等の整備に伴う報告について

(2) 認定要件に係る規約の修正等について

(3) まちぢから協議会平成27年度決算及び平成28年度予算並びに事業計画について

(4) 松浪コミュニティセンター平成27年度決算及び平成28年度予算並びに事業計画について

(5) 平成28年度定期総会について

(6) その他

3 市民安全部会からの進捗報告

4 防災対策部会からの進捗報告

5 コミュニティカフェ部会からの進捗報告

6 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

7 松浪まちぢから協議会HPの現状報告

8 各団体からの報告・共有

(1) 松浪地区社会福祉協議会

(2) 松浪地区民生委員児童委員協議会

(3) 松浪地区老人クラブ連合会

- (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ
- (5) 松浪地区体育振興会
- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- (14) 松浪学区子ども会連合会
- (15) 食生活改善推進団体
- (16) 環境指導員
- (17) 浜竹一丁目自治会
- (18) 浜竹二丁目自治会
- (19) 浜竹三丁目自治会
- (20) 浜竹四丁目自治会
- (21) 松浪一丁目自治会
- (22) 松浪二丁目自治会
- (23) 富士見町自治会

(24) LG 富士見町自治会

(25) 常盤町自治会

(26) 緑が浜自治会

(27) 汐見台自治会

(28) 出口町自治会

(29) ひばりが丘自治会

(30) 美住町自治会

9 茅ヶ崎市自治会連絡協議会 3月定例会の報告について

行政からの依頼事項等について

○ 定例・報告事項

(1)

3月9日(水) 定例会実施後に記載

○ 新規事業等

(1)

10 今後のスケジュールについて

4月16日(土) 13:30～【新たな地域コミュニティに関する説明会】コミュニティセンター2階

5月18日(水) 9:30～【総会】コミュニティセンター2階

6月15日(水) 9:30～【運営委員会】コミュニティセンター2階

## 市長の認定を受けるための基準について

### 1 (1) 所在地

#### 【基準に適合するための要件】

○コミュニティとして一つに限って設けられたものを言い、この所在地が、当該コミュニティの住所となり、規約上、明記されていることが必要です。また、コミュニティセンターが存在する地区については、コミュニティセンターを主たる事務所の所在地とします。

→松浪地区まちぢから協議会の規約第1条において所在地についての規定があります。

#### ・第1条（名称及び所在地）

本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

#### 【問題ありません】

→平成27年5月20日開催の総会において、規約が改正され、会長宅からコミセンに変更されました。

### (2) 区域

#### 【基準に適合するための要件】

○コミュニティの規約に、主として活動する区域が規定されており、当該区域が市長が別に定める区域のうちいずれかの区域になっていること。

→松浪地区まちぢから協議会の規約第2条において区域についての規定があります。

#### ・第2条（区域）

本会の区域は、浜竹一丁目自治会、浜竹二丁目自治会、浜竹三丁目自治会、浜竹四丁目自治会、松浪一丁目自治会、松浪二丁目自治会、富士見町自治会、LG 富士見町自治会、常盤町自治会、緑が浜自治会、汐見台自治会、出口町自治会、ひばりが丘自治会、美住町自治会の区域（以下「地区」という。）とする。

#### 【問題ありませんが、修正がベスト】

→市長が告示する○○地区という表現を用いる。もしくは単位自治会名を羅列する。

上記のとおり、単位自治会名の羅列は、認定要件に支障ありませんが、「市長が告示する○○地区」という表現を用いた方が、ベストとなります。

○申請書に、主として活動する区域が記載されており、当該区域が市長が別に定める区域のうちいずれかの区域となっていること。

#### 【問題ありません】

→申請書に市長が定める区域を記載していただきます。

## 2 構成（自治会）

### 【基準に適合するための要件】

○コミュニティの規約に、認定区域内で活動する自治会の全てが構成員となることが規定されていること。

→松浪地区まちぢから協議会の規約第5条において委員についての規定があります。

#### ・第5条（委員）

本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

##### (1) 地区の単位自治会の代表者

○名簿等の構成員の一覧を記載した書類を有しており、当該名簿等により認定区域内で活動する自治会の全てが構成員になっていることが明確であること。

### 【修正が必要】

→毎年度、協議会の名簿を作成しており、当該名簿には、すべての自治会長が記載されていますが、規約上、「地区の全ての単位自治会の代表者」と明言化が必要です。

## 3 構成（団体）

### 【基準に適合するための要件】

○コミュニティの規約に、「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」内で活動する「地域福祉に取り組む団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等）」、「文化、芸術又はスポーツの振興に取り組む団体（地区体育振興会等）」、「児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組む団体（地区青少年育成推進協議会、PTA等）」のいずれもが構成員となることが規定されていること。

### 【問題ありません】

→松浪地区まちぢから協議会の規約第5条において委員についての規定があります。

#### ・第5条（委員）

本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (2) 地区社会福祉協議会の代表 【地域福祉】
- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表 【地域福祉】
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表 【地域福祉】
- (5) 地区包括支援センターさざなみの代表 【地域福祉】
- (6) 地区体育振興会の代表 【文化・芸術・スポーツ】
- (7) 地区スポーツ少年団の代表 【文化・芸術・スポーツ】
- (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表 【児童・青少年】
- (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表 【児童・青少年】
- (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表 【児童・青少年】
- (11) 汐見台小学校 PTA の代表 【児童・青少年】
- (12) 緑が浜小学校 PGT の代表 【児童・青少年】
- (13) 松浪小学校 PTA の代表 【児童・青少年】

- (14) 松浪中学校 PTA の代表【児童・青少年】
- (15) 松浪学区子ども会連合会の代表【児童・青少年】
- (16) 食生活改善推進団体の代表【その他】
- (17) 地区の環境指導員の代表【その他】

○名簿等の構成員の一覧を記載した書類を有しており、当該名簿により「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」内で活動する「地域福祉に取り組む団体(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等)」、「文化、芸術又はスポーツの振興に取り組む団体(地区体育振興会等)」、「児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組む団体(地区青少年育成推進協議会、PTA等)」のいずれもが構成員となっていることが明確であること。

**問題ありません**

→毎年度、協議会の名簿を作成しており、当該名簿にそれぞれの団体名が記載されています。

#### 4 公募の委員の参加

**【基準に適合するための要件】**

○コミュニティの規約に、公募の住民が構成員となることが規定されていること。

**問題ありませんが修正するべき字句があります**

→松浪地区まちぢから協議会の規約第5条第2項第1号において公募委員についての規定があります。

・第5条第2項第1号(委員)

次に掲げる者については、総会において議決されたものから順次委員に追加していく。

- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し応募をした者

※委員の募集に応募した者が総会における議決で選考されるものと解釈される可能性があることから、(1)地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、選考された者とすることが望ましく、順次委員を追加することを修正する必要があります。

○申請書に、公募の住民が参加していること、公募の住民の参加のために現に募集を行っていること、又は今後行う予定である取り組みが記載されていること。

**対応が必要です**

→4月1日号の広報ちがさきに松浪地区公募委員の募集を掲載する予定です。

→その他、募集チラシの回覧、HPへの掲載を行う予定です。

## 5 個人の参加

### 【基準に適合するための要件】

○コミュニティの規約に、認定区域内に住所を有する住民がコミュニティの活動又は事業に参加できることが規定されていること。具体的には、地域住民の誰もが参加できる話し合いの場である部会等を設置していることなどです。

#### 【問題ありません】

→松浪地区まちぢから協議会の規約第4条、第12条及び第24条において事業や部会等に関する規定があります。

##### ・第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。

##### ・第12条（会議）

本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

##### ・第24条（部会の構成）

各部会は、委員及び部会員で構成する。

2 各部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員とする。

4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。

5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）

※ただし、現存する自治会長部会や今後設立予定の(仮称)コミセン部会など、地区内の住民の参画が不可能な組織が形式上部会という名目で設立されていることから、組織体系について、整理が必要です。

○申請書に、認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる活動又は事業が記載されていること。

#### 【問題ありません】

→松浪地区まちぢから協議会の部会については、地域への回覧による広報活動を行い、広く地域住民の参加を呼びかけたうえで活動を行うとともに、今後、広報活動を行う部会を組織する等して、個人の参加を積極的に促していく予定です。松浪地区まちぢから協議会では、松浪地区自治会連合会の区域に住所を有する全ての個人に参加の機会を提供していくことに主眼を置き活動していくことから、この部分を申請書に記載していただきます。

## 6 民主的

### 【基準に適合するための要件】

- コミュニティの規約に、コミュニティに関わりのあるものが平等に扱われ、自由な意見交換により組織が運営され、方針等の合意が図られることが規定されていること。

#### 【問題ありません】

→松浪地区まちぢから協議会の規約第11条において会議についての規定があります。

#### ・第12条（会議）

本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

- 2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。

- 3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 申請書に、組織運営及び合意形成が民主的に行われる仕組みが記載されていること。

#### 【問題ありません】

→松浪地区まちぢから協議会では、ホームページを開設し運営していること、広報紙（まつなみだより）の作成、情報の積極的な開示を通じ、協議会組織の透明性の確保に努めていくため、この部分を申請書に記載していただきます。 →

## 7 規約

### 【基準に適合するための要件】

- コミュニティの規約に、「目的」「名称」「主として活動する区域」「主たる事務所の所在地」「代表者に関する事項」「会議に関する事項」が規定されていること。

#### 【問題ありません】

→松浪地区まちぢから協議会の規約に、それぞれ規定があります。

- 申請書に、「名称」「主たる事務所の所在地」等が規約と同様の内容で記載されていること。

#### 【問題ありません】

→規約のとおり申請書に記載していただきます。

## 8 活動内容

### 【基準に適合するための要件】

- コミュニティの規約から、営利を目的とする事業等を行わないものであることが読み取れる



こと。

**【問題ありません】**

→松浪地区まちぢから協議会の規約には、「営利を目的とする事業」「宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業」「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業」「特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業」の規定はありません。

○申請書とともに必要に応じて提出される事業計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが読み取れること。

**【問題ありません】**

→上記の事項に該当しない事業計画書及び収支予算書を提出してください。

## 9 事務局

**【基準に適合するための要件】**

○事務局に市職員が記載されている場合、まちぢから協議会の内的支援として位置づけられるため、規約の改正が必要です。

→松浪地区まちぢから協議会の規約第29条第3項において委員についての規定があります。

・第29条（事務局）

本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

(3) 事務局には市職員及び地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。

**【修正が必要です】**

→事務局には地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。

松浪地区まちぢから協議会規約の一部を改正 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>第2条 (区域)</p> <p>本会の区域は、市長が告示する<u>松浪地区</u> (以下「地区」という。) とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5条 (委員)</p> <p>本会の委員は、次に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) <u>地区に属する全ての</u>単位自治会の代表者 (2)～(17)略</p> <p>2 次に掲げる者については、総会において議決された者_____を追加していく。</p> <p>(1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、<u>応募し、選考された者</u></p> <p>(2)略</p> <p>(中略)</p> <p>第29条 (事務局)</p> <p>本会に、事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は書記が統括する。</p> <p>3 事務局には_____地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。</p>	<p>第2条 (区域)</p> <p>本会の区域は、<u>浜竹一丁目自治会、浜竹二丁目自治会、浜竹三丁目自治会、浜竹四丁目自治会、松浪一丁目自治会、松浪二丁目自治会、富士見町自治会、LG富士見町自治会、常盤町自治会、緑が浜自治会、汐見台自治会、出口町自治会、ひばりが丘自治会、美住町自治会</u>の区域 (以下「地区」という。) とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5条 (委員)</p> <p>本会の委員は、次に掲げる者で構成する。</p> <p>(2) 地区_____の単位自治会の代表者 (2)～(17)略</p> <p>2 次に掲げる者については、総会において議決された者から<u>順次委員</u>に追加していく。</p> <p>(1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し<u>応募をした者</u></p> <p>(2)略</p> <p>(中略)</p> <p>第29条 (事務局)</p> <p>本会に、事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は書記が統括する。</p> <p>3 事務局には<u>市職員及び地区内</u>に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。</p>

## 松浪地区まちぢから協議会規約

### (名称及び所在地)

第1条 本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

### (区域)

第2条 本会の区域は、浜竹一丁目自治会、浜竹二丁目自治会、浜竹三丁目自治会、浜竹四丁目自治会、松浪一丁目自治会、松浪二丁目自治会、富士見町自治会、LG富士見町自治会、常盤町自治会、緑が浜自治会、汐見台自治会、出口町自治会、ひばりが丘自治会、美住町自治会の区域（以下「地区」という。）とする。

### (目的)

第3条 本会は、茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第2.6条（協働）に基づき、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地区の単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区の代表性をもった組織として、松浪コミュニティセンターを拠点に新たな地域コミュニティを形成し、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関する事。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関する事。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関する事。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事。
- (5) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関する事。
- (6) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事。

### (委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区の単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表

- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
  - (4) 地区老人クラブ連合会の代表
  - (5) 地域包括支援センターさざなみの代表
  - (6) 地区体育振興会の代表
  - (7) 地区スポーツ少年団の代表
  - (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (11) 汐見台小学校PTAの代表
  - (12) 緑が浜小学校PGTの代表
  - (13) 松浪小学校PTAの代表
  - (14) 松浪中学校PTAの代表
  - (15) 松浪学区子ども会連合会の代表
  - (16) 食生活改善推進団体の代表
  - (17) 地区の環境指導員の代表
- 2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。
- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し応募をした者
  - (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会が推薦した者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 書記は、事務局を総括する。
- 5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

- 2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。
- 3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

- 2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関する事項
  - (3) 役員、準委員の選任及び解任に関する事項
  - (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (6) 本規約等の制定及び改正に関する事項
- (総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
  - (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項
- (運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項

- (3) 各部会が協議した事業に関する事項
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (7) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項  
（部会の構成）

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員とする。
- 4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）  
（部会長及び副部会長の職務）

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

- 2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括すると共に運営委員会に出席する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。  
（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  
（部会の招集）

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

（部会の審議事項）

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

（事務局）

第29条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は書記が統括する。
- 3 事務局には市職員及び地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。

（事務局の所掌事務）

第30条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (2) 会議の資料の作成
- (3) 会議の議事録の作成
- (4) 会計事務に伴う資料の作成

- (5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ  
(事業及び会計年度)

第31条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。  
(経費)

第32条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。  
(住民等からの意見等の取り扱い)

第33条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。  
(必要事項)

第34条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月20日から施行する。



松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱（案）

（設置）

第1条 松浪地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち松浪地区まちぢから協議会規約第5条第2項第1号に規定した公募による委員（以下「公募委員」という。）を選考するため、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議（以下「委員会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会議は、公募委員を選考する。

（組織）

第3条 委員会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、協議会の会長をもって充て、副委員長は、協議会の副会長をもって充てる。
- 3 委員は、前項を除く協議会の役員（監事を除く）をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会議の会務を総理し、委員会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年〇月1日から施行する。

# 松浪地区まちぢから協議会委員選考要領（案）

## 1. 一次選考（書類選考）

- 一次選考（書類選考）は、提出された松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙に記載の意見内容について、別に定めた「松浪地区まちぢから協議会委員一次選考（書類選考）実施要領」に基づき、その評価をもって順位づけを行う。
- 選考委員は、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱第3条に基づき、まちぢから協議会の役員（会長、副会長、書記、会計、監事等）の〇名とし、選考委員の3親等以内の者が応募している場合においては、当該選考委員は審査する資格を失う。
- 書類選考の結果を受け、通過者にのみ二次選考（面接選考）を実施する。

## 2. 二次選考（面接選考）

- 二次選考（面接選考）は、別に定めた「松浪地区まちぢから協議会委員二次選考（面接選考）実施要領」に基づき、理解・適応、意欲、考え方、協調性の評価をもって順位づけを行う。
- 選考委員は、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱第3条に基づき、まちぢから協議会の役員（会長、副会長、書記、会計、監事等）の〇名とし、選考委員の3親等以内の者が応募している場合においては、当該選考委員は審査する資格を失う。

## 3. 総評

- 様々な年齢層の市民の参加を求めるため、世代のバランスを考慮し、偏りのないよう選考する。
- 公募委員が2名以上となる場合、女性委員の割合は5割となるよう努めるものとし、委員の男女比率が偏ることのないよう考慮して選考する。
- 書類選考及び面接選考の評価点数を合計し、順位づけを行った後、委員の男女比率、年齢比率等を加味し、総合的な評価を行い、委員〇名を決定する。
- すべての応募者に対して、可否の結果を通知することとする。  
特に不採用者に対しては、自発的な意思により地域の取り組みに参加を希望していることから、失礼のないよう選考や選考結果通知に対して十分配慮する。  
また、不採用者に対しては、適格かつ透明な結果説明ができるよう理由の明確化に努めることとする。

## 松浪地区まちぢから協議会委員一次選考（書類選考）実施要領（案）

### 1 目的

この要領は、下記の評価基準により、各選考委員が公平性をもって客観的に応募者からの松浪地区におけるまちづくりの推進に関する意見等の評価を行い、松浪地区まちぢから協議会委員としての適格性を判断し、選考することを目的とする。

### 2 題材

評価の題材は、松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙による。

### 3 評価の方法

#### (1) 意見内容評価

1) 地域活動の推進に関する認識の度合い及び意見内容を評価項目として各選考委員が行う。

2) 評価の点数を最高5点とし、該当すると思われる点数を記入する。

評 価	点 数
特に優れている (ぜひ採用したい)	5
優れている (十分に職責を果たせる)	4
普 通 (合格点だが少し物足りない)	3
やや劣っている (無理に採用する必要はない)	2
劣っている (採用は控えるべきである)	1

#### (2) 点数による合否ラインの設定

応募者の評価に対する点の平均が3点未満の場合は、不採用（二次選考（面接選考）へ進めない）とする。

### 4 評価する際の視点

(1) 題材の認識度：出題した課題の本質についての認識度を評価する。

(2) 主義主張の有無：単に題材の説明だけでなく、課題解決へ向けた自己主張等があるか否かを評価する。

- (3) 文章能力：漢字や句読点の正確さ、主語と述語の明確性等を評価する。
- (4) 全体のまとまり：起承転結といったメリハリの有無と主題の絞り込み等を評価する。

## 5 選考手順

- (1) 各選考委員は、名前を伏せて配付した応募者の意見内容に対して、評価の方法(1)及び評価する際の視点(1)～(4)を考慮し、評価を行い、その結果を5点満点で採点する。
- (2) ○人の選考委員の評価点数を合計して得点(最高○○点)を算出する。ただし評価の方法(2)のとおり、平均点が3点未満の場合は不採用(二次選考(面接選考)へ進めない)とする。

## 松浪地区まちぢから協議会委員二次選考（面接選考）実施要領（案）

### 1 目的

この要領は、松浪地区まちぢから協議会公募委員の選考に伴い、一次選考を通過した者に対する二次選考（面接選考）に必要な事項を定め、適正な人物評価を行うことを目的とする。

### 2 面接形式

応募者 1 人に○人の選考委員が面接官となり、志望動機などの共通した質問を行い、共通質問と個人質問から総合的な人物評価を行う。

詳細については、下記の評価方法による。

### 3 評価の方法

実際に目で見えた雰囲気や、ことばを交わした印象から書類選考では察せない教養や人柄、意欲、責任感、協調性などを総合的に評価する。面接選考は、一人当たり概ね 15 分程度とする。点数については、下記の項目一つにつき 5 点満点、全項目合計 20 点満点を選考委員一人の持ち点として面接を行い、選考委員全員の合計点を得点とする。

- 1 「理解・適応」・・・協議会にどれほど関心を持っているか。
- 2 「意欲」・・・積極的に協議会に取り組む前向きな姿勢が見えるか。
- 3 「考え方」・・・広い視野で地域の事を考えられるか
- 4 「協調性」・・・独善的でないか、自我が強過ぎないか。

評価基準点	点 数
特に優れている (ぜひ採用したい)	5
優れている (十分に職責を果たせる)	4
普通 (合格点だが少し物足りない)	3
やや劣っている (無理に採用する必要はない)	2
劣っている (採用は控えるべきである)	1

### 4 選考手順

○人の選考委員により、評価方法に基づく評価点数を合計して、得点（最高得点は○〇〇点）を算出する。

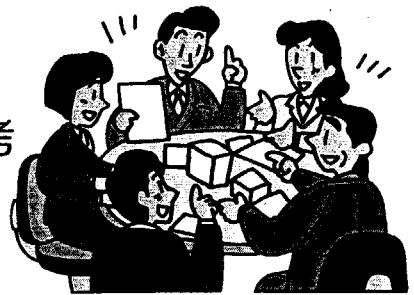
# 松浪地区まちぢから協議会

## 委員を募集します！

**募集期間 平成28年4月1日(金)~30日(土)【必着】**

松浪地区では、自治会をはじめ地区内で公益的な活動をしている団体のみなさまと「まちぢから協議会」を設立し、地区内の課題解決に向けての取り組みを進めております。この取り組みをさらに推進するため、より住みよい地区となるよう、共に考え、行動していただく委員を募集します。

- ★募集人数 2名以内
- ★応募資格 松浪地区に在住・在勤・在学の方
- ★選考方法 応募用紙による書類選考及び面接選考  
(書類・面接内容のほか、委員の男女の比率、年齢比率等も勘案いたします。)
- ★任 期 平成28年4月から2年間
- ★内 容 年間12回程度の定例会のほか、部会、事業への出席
- ★開催日時 毎月第3水曜日の午前中ほか
- ★開催場所 松浪地区コミュニティセンターほか
- ★報 酬 なし
- ★応募方法 [①持参 ②郵送 ③ファクス ④電子メール] にて、「松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙」を松浪地区コミュニティセンターまたは市民自治推進課へ提出してください。



### 申し込み・お問い合わせ先

松浪地区まちぢから協議会  
〒253-0012 茅ヶ崎市常盤町2番2号(松浪コミセン内)  
電話 0467-87-8855 FAX 0467-87-8899  
茅ヶ崎市役所市民自治推進課地域自治担当  
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電話 0467-82-1111 FAX 0467-87-8118  
E-mail shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

# 松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙

応募日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

お名前 \_\_\_\_\_ 性別 男性 ・ 女性

ご住所 \_\_\_\_\_

※松林地区在勤・在学の方は、勤務先等をご記入ください。

\_\_\_\_\_

電話番号 ( ) 年齢 歳

電子メール \_\_\_\_\_

日頃地域で行っている活動があればお書きください。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(次ページへ続く)

松林地区がもっと住みよい地域になるために想うことをお書きください。

(協議会が取り組んだ方が良くと思われることや、ご自身が取り組んでみたいことを記入してください。)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

特記事項があればお書きください。

(専門的な資格やパソコン、ホームページ制作など、得意な分野がありましたらご記入ください。)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

※ご記入いただいた個人情報につきましては、委員の選考目的以外には使用いたしません。



# 平成26年度 松浪地区まちぢから協議 事業報告

議案第1号

→ HP2-101

総会・運営委員会(第3水曜日 09:30~11:30 松浪自治会館) \*日時及び開始時刻変更あり

月 日	会 議	月 日	会 議
4月16日(水)	臨時総会・運営委員会	9月17日(水)	運営委員会
5月7日(水)	運営委員会	10月15日(水)	運営委員会
5月21日(水)	定期総会・運営委員会	11月19日(水)	運営委員会
5月21日(水)	歓送迎会(自治会長部会)	12月17日(水)	運営委員会
6月18日(水)	運営委員会	1月21日(水)	運営委員会
7月16日(水)	運営委員会	2月18日(水)	運営委員会・視察研修会
7月30日(水)	運営委員会	~2月19日(木)	視察研修会(宇都宮市)
8月20日(水)	運営委員会	3月18日(水)	運営委員会
9月10日(水)	運営委員会		

## 防災対策部会

月 日	会 議
5月12日(月)	第1回防災対策部会
6月12日(木)	防災訓練実行委員会
7月24日(木)	防災訓練実行委員会
8月21日(木)	防災訓練実行委員会
10月16日(木)	防災訓練実行委員会
11月16日(日)	地区防災訓練
12月11日(木)	第2回防災対策部会
1月14日(水)	第3回防災対策部会
2月27日(金)	第4回防災対策部会

## 市民安全部会

月 日	会 議
8月4日(月)	市民安全部会
8月22日(金)	市民安全部会幹事会
9月19日(金)	市民安全部会幹事会
10月17日(月)	市民安全部会
11月21日(金)	市民安全部会幹事会
12月26日(金)	市民安全部会幹事会
2月20日(金)	市民安全部会幹事会
2月26日(木)	市民安全部会

## コミュニティカフェ部会

月 日	会 議	月 日	会 議
10月26日(日)	コミュニティカフェ部会	3月26日(木)	厨房機器練習
11月25日(火)	コミュニティカフェ部会	3月27日(金)	厨房機器練習
12月21日(日)	コミュニティカフェ部会	3月28日(土)	コーヒー等無料提供(内覧会)
1月11日(日)	コミュニティカフェ部会	4月1日(水)	コミュニティカフェオープン
1月25日(日)	コミュニティカフェ部会		
2月8日(日)	コミュニティカフェ部会		
3月8日(日)	コミュニティカフェ部会		
3月25日(水)	厨房機器練習		

行事

月 日	行 事	場 所
● 8月16日(土) 8月17日(日)	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校校庭
○ 9月13日(土)	松浪地区市民集会	小和田公民館
● 10月19日(日)	福祉ふれあいまつり	松浪小学校
○ 11月16日(日)	地区防災訓練	各小中学校
○ 1月17日(土)	賀詞交歓会	松浪自治会館
● 2月14日(土)	ふれあいネットワーク交流会	緑が浜小学校

○印は主催事業

●印は共催事業

松浪朝市

(第1・第3日曜日 8:00～マインマート駐車場)

4月 6・20	7月 6・20	10月 5・19	1月 4・18
5月 4・18	8月 3・17	11月 2・16	2月 1・15
6月 1・15	9月 7・21	12月 7・21	3月 1・15

海岸清掃 美化クリーンキャンペーン

5月25日 6時30分～8時 (予備日6月1日)

7月27日 6時30分～8時

## 平成26年度松浪コミュニティセンター指定管理業務事業報告

## 1 管理運営業務の実施状況

平成27年3月中については、団体登録受付業務、4月予約分受付業務を行いました。また、予約受付時に利用者からいただいた利用方法等に関するご意見をもとに、コミュニティセンター建物全体の運用方法について検討を行いました。

## 2 利用状況（利用者数、利用拒否等の件数・理由等、実施事業報告等）

供用開始前のためご利用がありませんでした。

## 3 利用者からの意見聴取の状況

供用開始前のためご利用がありませんでした。

## 4 その他（管理の実態を把握するために必要な事項、次年度の管理運営に向けた展望等）

平成27年4月1日供用開始に向けて、利用者が円滑にコミュニティセンターを利用できるように、会議室やフリースペースの使い方等のルールづくりの準備を行ってきました。供用開始後は、これまで準備してきたルール等に従い管理運営を的確に進めると共に、さらなる質の高いサービスを利用者に提供するために、供用開始後に新たに出た課題等について検証を行い、必要に応じてルール等の見直しや事務改善を検討していきたいと考えています。

## 平成26年度松浪コミュニティセンター指定管理業務決算報告

平成27年3月1日から3月31日まで

## 収入の部 (単位 円)

科 目	26年度決算額	説 明
委託金	389,000	市から
合計	389,000	

## 支出の部 (単位 円)

科 目	26年度決算額	説 明
人件費	203,850	事務員賃金
法定福利費	486	労災保険料
消耗品費	64,909	文房具等
コミュニティカフェ運営 経費	103,715	コミュニティカフェ仕入費23,135円 コミュニティカフェ運営活動費80,580円
雑費	16,040	飲食店営業許可手数料
合計	389,000	

## 議案第6号

平成27年 月 日

監査の結果、適正且つ正確に処理されている事を  
証明いたします。

監事 前田 積 ㊟

監事 榎本 由加子 ㊟

平成27年 月 日

以上のおり報告いたします。

松浪地区まちぢから協議会

会長 植松 伸擴 ㊟

会計 松井 教 ㊟

会計 大類 ひさ枝 ㊟

平成27年度 松浪地区まちぢから協議会役員選任  
(規約第10条、第16条関係)

役職名	人数	氏名	
会長	1		
副会長	2		
会計	2		
書記	2		
監事	2		

## 1 事業計画方針

### (1) 課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題の把握を行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

### (2) 課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて部会の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

### (3) 広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知するために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

### (4) 人材発掘

部会を設置していく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。また、公募委員に関して選出のプロセス等について検討を行う。

### (5) 松浪コミュニティセンターの管理運営

地域活動がこれまで以上に充実した活動となるように、地域住民にとって身近で利用しやすい施設運営を行っていく。

### (6) 子どもの家なみっこの管理運営

子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができるよう、安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目指し、施設運営を行っていく。

## 2 部会の活動計画方針

### (1) 防災対策部会の活動

松浪地区防災訓練の計画を中心に、地域内の団体同士の連携を図るとともに、行政とも協働し、松浪地区全体で防災対策の強化に努める。

### (2) 市民安全部会の活動

「①防犯灯の適正配置」、「②振り込み詐欺及び勧誘電話対策の推進」、「③自転車盗難の防止」、「④自転車事故・歩行者事故(子どもの事故・高齢者の事故)の件数の減少」、「⑤自転車の乗り方のマナーの改善」、「⑥冠水場所の減少」の取り組みを中心に、地域内の団体同士の協働、行政との協働をする中で、課題解決を図っていく。

### (3) コミュニティカフェ部会の活動

「笑顔あふれるコミセンカフェ」をキャッチコピーに、「地域みんなの居場所」、「人との交流・ふれあい」、「体にやさしいメニュー」をコミュニティカフェの柱とし、誰もがふらっと気軽に立ち寄れ、様々な世代の地域住民が集い、自然に地域の輪が生まれるような誰にとっても身近で居心地がいい場所を目指し、コミュニティカフェの運営を進めていく。

### (4) 自治会長部会の活動

松浪地区14自治会に共通する事項に関する情報共有、連絡等を行う。

### (5) 上記部会以外の分野の取り組み

上記以外の部会についても、各分野の課題等を見極めながら、必要に応じて各分野の関係団体の中で意見交換を行い、部会の設立を進めていく。また、福祉分野の取り組みについては、ふれあいネットワーク交流会で話し合われた課題等を参考にしながら、関係団体と意見交換を行い、福祉分野の中でまちぢから協議会が担う部分の検討を進めていく。

### 3 事業等の計画

#### (1) 松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務以外の事業

- ① 広報紙「まつなみだより」の発行（年4回）
- ② 防災対策部会が企画・実施する事業
- ③ 市民安全部会が企画・実施する事業
- ④ コミュニティカフェ部会が企画・実施する事業
- ⑤ 自治会長部会が企画・実施する事業

【主な実施事業】（事業の詳細に関しては運営委員会で検討を行い、決定する。）

開催日時	事業名	場所
8月15日（土）・16日（日）	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校
9月12日（土） 13時30分～	市民集会	松浪コミュニティセンター
11月15日（日）9時～	地区防災訓練	各小中学校
1月16日（土）17時～	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター

※

※上記以外の事業についても、規約第3条に規定する協議会の目的達成のために必要な事業について、運営委員会において協議し、決定する。

#### (2) 松浪コミュニティセンターの指定管理業務

#### (3) 子どもの家なみっこの指定管理業務

### 4 会議の予定

#### (1) 松浪地区まちぢから協議会の会議

##### ① 総会、役員会、運営委員会

開催日時	会議	開催日時	会議
4月16日（水）	役員会・会計監査	10月21日（水）	運営委員会
5月20日（水）	定期総会・運営委員会	11月18日（水）	運営委員会
5月20日（水）	歓送迎会（自治会長部会）	12月16日（水）	運営委員会
6月17日（水）	運営委員会	1月20日（水）	運営委員会
7月15日（水）	運営委員会	2月17日（水） ～2月18日（木）	運営委員会・視察研修会
8月19日（水）	運営委員会		視察研修会（自治会長部会）
9月16日（水）	運営委員会	3月17日（水）	運営委員会

※上記の会議以外にも必要に応じて開催する場合がある。

##### ② 部会

開催日時	会議	場所
通年	防災対策部会（適宜）	松浪コミュニティセンター
通年	市民安全部会（適宜）	松浪コミュニティセンター
通年	コミュニティカフェ部会（適宜）	松浪コミュニティセンター
通年	自治会長部会（適宜）	松浪コミュニティセンター

※各部会の会議については、部会の活動状況に応じ、開催日時等を決定する。

5月16日(土)	13:30	全自治会役員会	分庁舎6階コミュニティホール
6月10日(水)	15:00	6月定例会	分庁舎6階コミュニティホール
	17:30	新旧委員懇親会	分庁舎6階コミュニティホール
7月8日(水)	13:30	7月定例会	分庁舎5階特別会議室
9月9日(水)	13:30	9月定例会	分庁舎5階特別会議室
10月14日(水)	13:30	10月定例会	未定
11月7日(土)	14:30	全自治会長研修会	分庁舎6階コミュニティホール
11月11日(水)	13:30	11月定例会	未定
12月9日(水)	13:30	12月定例会	未定
1月13日(水)	15:00	1月定例会	新庁舎会議室1
	17:30	新年賀詞交歓会	未定
2月10日(水)	13:30	2月定例会	新庁舎会議室1
3月9日(水)	13:30	3月定例会	新庁舎会議室1

②茅ヶ崎市地域集会施設連絡会(会長、書記(事務責任者)が出席する。)

開催日時	会議	内容	場所
5月18日(月)午後1時30分	総会	・平成26年度事業報告、決算報告 ・平成27年度事業計画、予算案 ・連絡会役員改選等	分庁舎5階特別会議室
6月15日(月)午後1時30分	第1回定例会	・事務局員研修について ・視察研修について	分庁舎5階特別会議室
9月14日(月)午前10時	事務局員接遇研修	調整中	調整中
10月19日(月)午後1時30分	第2回定例会	・事務局員接遇研修実施報告	分庁舎6階コミュニティホール
11月	視察研修・懇親会	調整中	
1月	第3回定例会	・視察研修、懇親会実施報告 ・事務局員交流会について	
1月25日(月)午前10時	事務局員交流会		小和田地区コミュニティセンター
3月	清掃委託業務入札		
3月	第4回定例会	・事務局員交流会実施報告 ・総会議案書(案)について	



## 平成 27 年度 松浪コミュニティセンター子どもの家なみっこ自主事業計画

実施時期	事業名等	内容(参加見込み人数、総経費、参加費等の目安)
未定 (平成 28 年 3 月 までに実施予定)	コミセンまつり	内容: 模擬店、ステージパフォーマンス等 参加見込み人数 1000 人
毎月	コミセンだより	内容: コミセンの使い方等のルール、自主事業等 の PR 等

## 【他のコミセンまつりの日程(参考)】

- ・小出コミュニティセンター: 7 月 26 日(日)
- ・浜須賀会館: 10 月 24 日(土)
- ・鶴嶺東コミュニティセンター: 10 月 31 日(土)
- ・コミュニティセンター湘南: 11 月 1 日(日)
- ・南湖会館: 11 月 8 日(日)
- ・小和田コミュニティセンター: 11 月 14 日(土)
- ・茅ヶ崎地区コミュニティセンター: 11 月 15 日(日)
- ・高砂コミュニティセンター: 通常 3 月に実施していたが繁忙期のため時期を変更。  
平成 27 年度は準備が間に合わないため、平成 28 年度の  
早い時期に実施予定。
- ・海岸地区コミュニティセンター: コミセンまつり実施していない。自主事業として特定  
テーマを設けて講演会を実施している。平成 27 年度  
は 3 月上旬に 30 周年記念事業を実施予定。
- ・鶴嶺西コミュニティセンター: コミセンまつり実施していない。平成 27 年度は 1 月～  
3 月の間に 5 周年記念事業を実施予定。

## 平成 27 年度 松浪コミュニティセンター 管理業務収支予算

(単位：円)

## 収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
委託金	17,960,000	茅ヶ崎市より
コミュニティカフェ売上	5,462,000	ランチ500円×10食×255日(7月スタート) = 1,150,000円 コーヒー200円×40杯×308日(開館日数) = 2,464,000円 ジュース150円×40杯×308日(開館日数) = 1,848,000円
計	23,422,000	

## 支出の部

科 目	予 算	内 訳
人件費	4,782,160	(4月～6月、10月～3月) 開館時間9時から21時まで (7月～9月) 開館時間9時から21時30分まで 開館日数308日
管理者手当	720,000	
雇用保険料	40,648	コミュニティセンター人件費×雇用保険料率 0.85%
労災保険料	14,346	コミュニティセンター人件費×労災保険料率 0.3%
施設賠償責任保険	38,050	
運営活動費	90,000	コミュニティセンター施設連絡会関連経費、会議資料印刷費
自主事業費	512,180	コセンまつり等の自主事業
システム予約代行代	50,000	施設予約システム用プリンターインク
消耗品費	1,213,688	スタッフジャンパー、文房具等
光熱水費	2,303,519	
通信運搬費	658,472	電話代、カラオケ通信料
修繕料	194,149	
委託料	4,992,418	警備委託587,861円、清掃委託2,441,850円、消防設備保守点検委託63,133円 防火対象物点検委託37,692円、空調設備保守点検委託917,767円 電気保守点検委託349,920円、昇降機保守点検委託481,122円 自動ドア保守点検委託113,073円
賃借料	812,064	コピー機、印刷機、紙折り機リース料、掃除用具リース料
使用料	24,770	NHK受信料
コミュニティカフェ運営経費	6,715,143	開設初経費1,128,143円、運営費(材料費、活動費) 5,462,000円
雑費	30,000	振込手数料等
予備費	355,393	
計	23,422,000	

## 総会までのスケジュール（案） ～公募委員に関すること～

2月17日（水）第10回運営委員  
会

- ・箱根にて勉強会

3月9日（水）or11日（金）役員  
会

- ・第11回運営委員会事前協議

3月16日（水）第11回運営委員  
会

- ・予算・決算等、総会準備
- ・公募委員選考要領等の承認

3月16日（水）までに公募委  
員選考要領等の策定

- ・書類審査、面接試験の有無

4月13日（水）or15日（金）役  
員会

- ・予算、決算等、総会準備

4月16日（土）13:30～  
地域コミュニティ条例の認定に関  
する住民説明会

※広報ちがさき4月1日号掲載

4月1日（金）～30日（土）  
【公募周知及び受付】

※広報ちがさき4月1日号掲載

5月11日（水）or13日（金）役  
員会

- ・予算・決算等、総会準備

上記5月役員会で面接実施??

5月18日（水）総会（案）

- ・予算・決算、委員の任免、事業計画等
- ・公募委員の承認

松浪地区のみなさんへ

# 「新たな地域コミュニティ」に関する 地区別説明会開催のお知らせ



平成28年4月1日より

いよいよ本格実施！

新たな地域コミュニティの取り組み～「まちぢから協議会」

平成28年4月1日に「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」が施行されます。これにより、地域において公益の増進に取り組むコミュニティで、要件に該当するコミュニティを市が認定・支援していきます。

市と地域が一体となって、地域の実情に合わせたまちづくりを行うための新たな取り組みです。

これにあわせて市では、各地区を回り同条例や取り組みの説明会を開催します。松浪地区は下記日程で行いますので、是非ご参加ください。

## 記

日 時：平成28年4月16日（土）13：30～15：30

場 所：松浪コミュニティセンター

内 容：1. 「新たな地域コミュニティの取り組み」に関する説明  
2. 質疑応答

その他：申込は不要です。直接会場までお越しください。

問い合わせ

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課地域自治担当

電話：0467-82-1111

内線：2411～3